

【インドネシア】シンガポール海峡海洋境界条約

海外立法情報課 合地 幸子

* 2017年2月10日、インドネシアとシンガポールは、シンガポール海峡の東部海洋境界条約に関する批准書を交換した。海洋境界に係る両国間の条約締結は、既に画定している中央部及び西部の境界線に加え今回画定した東部境界線をもって完了し、67.3キロメートルの境界線を画定した。

1 背景と経緯

海洋国家であるインドネシアは、自国領域の約4割が境界未画定であり、境界未画定海域の問題は外交上、また、漁業の合法性及び海上における法執行の実効性の観点から懸念されてきた（注1）。

境界未画定海域の一つであるシンガポール海峡は、インドネシアとシンガポールの間に位置する太平洋とインド洋を結ぶ貿易航路である（図）。西はマラッカ海峡と接続し、東部は南シナ海へと続いている。原油タンカーを始め日本に関係する船舶も多数マラッカ海峡及びシンガポール海峡を通航しており、航行の安全及び環境保全の側面から日本の関心も高い重要な国際海峡である。

インドネシアとシンガポールは、1973年12月8日に「シンガポール海峡におけるインドネシアとシンガポールの海洋境界の範囲を定める1973年条約」（注2）により、シンガポール海峡中央部の境界線を画定した（中央部海洋境界、図の①）。その後、「シンガポール海峡西部におけるインドネシアとシンガポールの海洋境界の範囲を定める2009年条約」（注3）により、スルタン・ショール灯台（シンガポール西部地区）及びインドネシア・ニッパ島間の海洋境界を画定した（西部海洋境界、図の②）。西部海洋境界については、シンガポールが人口島埋立てのためにニッパ島から購入した砂利を用いていたことに対するインドネシア側の批判があり、批准までに5年を要した（注4）。

今回批准された「東部海洋境界2014年条約」は、チャンギ（シンガポール東部地区）とインドネシアのバタム島間の海洋境界を9.5キロメートル（5.1海里）東部へ延長した境界線（図の③）に関する条約である。この条約は、2011年から交渉を開始し、2014年9月に両国が調印していたが、両国間で批准書が交換されていなかった。交渉に期間を要した背景には、シンガポールが埋立てにより領土面積を拡大している影響があった。今回の条約では、インドネシア側はインドネシア諸島の海岸から、一方、シンガポール側は埋め立

図 シンガポール海峡海洋境界



（出典）“Singapore location map,” *SVG.maps*. <https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Singapore_location_map.svg>を基に筆者作成。

てた地点ではない元の海岸から計測することで、シンガポールの埋立てに影響されずに境界線を画定した。

この条約の批准書を交換する前に、インドネシアは、「東部海洋境界条約批准に関するインドネシア法律 2017 年第 1 号」（以下「2017 年第 1 号」）（注 5）を施行している。インドネシアの元外交官であり国際海事法の専門家であるハシム・ジャラル（Hasyim Djalal）氏は「2017 年第 1 号」法案審議に際して、2016 年 9 月 27 日、防衛及び外交を監督するインドネシア議会聴聞会において、東部海洋境界の合意は中央部及び西部の海洋境界条約に続き両国間の親善を示すものであり、両国間の協力関係を促進するとして、境界画定による協力関係の重要性を指摘した。これを受けたインドネシア議会は、2016 年 12 月 15 日の本会議で「2017 年第 1 号」を可決した。

2017 年 2 月 10 日、両国の外務大臣はシンガポールにおいて東部海洋境界条約の批准書を交換し、両国の国交樹立 50 周年記者会見の場で発表した。両国は観光、エネルギー等、その他の二国間協定分野についても協力関係の強化に合意しており、シンガポール政府も、この海洋境界条約を「シンガポールとインドネシアの二国間関係における重要なマイルストーン」と評価している。

2 インドネシアの利益保護の明記

「2017 年第 1 号」は、中央及び西部海洋境界条約批准に関する国内法と異なり、インドネシアの利益を保護することを 9 点にわたって明記している。とりわけ、国内法の規定に従い、海洋境界領域において国境を越えて生じた犯罪に必要な法的措置がとれるようになったこと、空間計画及び資源・湾岸管理等の海洋環境の管理・保護が恒久的に保障されたこと、並びに、他国との海洋境界決定の平和的解決がなされたことが強調された。

3 今後の課題

東部海洋境界条約批准により、シンガポール海峡におけるインドネシアとシンガポール二国間の海洋境界条約の締結は完了した。シンガポール海峡で海洋境界がいまだ画定していない海域は、東部海洋境界の更に東側である。この海域はインドネシア、シンガポール、マレーシアの領海が関わるため、三国間による協議が必要となる。

注（インターネット情報は 2017 年 6 月 14 日現在である。）

- (1) 本名純「非伝統的安全保障」山本信人監修『東南アジア地域研究入門 3 政治』慶應義塾大学出版会, 2017, p.229.
- (2) “Delimitation of the Territorial Seas of Singapore and Indonesia in the Strait of Singapore, 25 May 1973,” *LAW OF THE SEA BULLETIN*, No.68, New York: United Nation, 2008, pp.17-19. <http://www.un.org/depts/los/doalos_publications/LOSBulletins/bulletinpdf/bulletin68e.pdf>
- (3) “Treaty between the Republic of Singapore and the Republic of Indonesia relating to the Delimitation of the Territorial Seas of the Two Countries in the Western Part of the Strait of Singapore, 10 March 2009,” *LAW OF THE SEA BULLETIN*, No.75, New York: United Nation, 2011, pp.21-26. <http://www.un.org/depts/los/doalos_publications/LOSBulletins/bulletinpdf/bulletin75e.pdf>
- (4) 佐藤考一「未曾有の経済危機と海賊・テロの脅威に立ち向かうシンガポール：2009 年のシンガポール」『アジア動向年報 2010 年版』 pp. 335-358.
- (5) Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2017 tentang Pengesahan Perjanjian Antara Republik Indonesia Dan Republik Singapura Tentang Penetapan Garis Batas Laut Wilayah Kedua Negara Di Bagian Timur Selat Singapura, 2014. <<http://sipuu.setkab.go.id/PUUdoc/175171/UU%20No%201%20Tahun%202017.pdf>>

参考文献

- ・ “Indonesia, Singapore bring maritime treaty into force,” *TODAY*, 2017.2.10. <<http://www.todayonline.com/world/asia/singapore-and-indonesia-signed-landmark-maritime-boundary-treaty>>